

栃木県高齢者施設等応援職員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の高齢者施設等において感染症の患者が発生した場合等に、当該高齢者施設等に職員を派遣する際の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 高齢者施設等 次に掲げる施設等であって、県内に開設されているものをいう。
 - ア 介護施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
 - イ 多機能型サービス事業所 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ウ 短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
 - エ 通所系サービス事業所 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
 - オ 訪問系サービス事業所 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所及び居宅療養管理指導事業所
 - カ 上記アからオに掲げるもののほか、県が職員の派遣を必要と認める介護保険施設等
- (3) 協力団体 高齢者施設等の開設者を構成員とする団体であって、県内の高齢者施設等において感染症の患者が発生した場合における当該施設への職員の派遣のための相互協力について、県と約定をした団体をいう。
- (4) 登録施設 次条第3項の規定により、当該施設に勤務する職員が派遣職員候補者名簿に登録された施設等をいう。

(候補者名簿)

- 第3条** 県及び協力団体は、高齢者施設等で感染症の患者が発生した場合、利用者が濃厚接触者となり感染が疑われる場合など（以下「高齢者施設等で感染症の患者が発生した場合等」という。）に備えて、当該施設に職員を派遣するため、派遣職員候補者名簿（様式1）を作成するものとする。
- 2 派遣職員候補者名簿に職員を登録しようとする高齢者施設等の開設者は、派遣職員候補者登録申請書（様式2）に必要書類を添えて、協力団体に申請するものとする。ただし、協力団体の構成員でない開設者が申請する場合にあっては、県に申請するものとする。
 - 3 県及び協力団体は、前項の規定による登録の申請があった場合において、その内容が真正であると認められるときは、当該候補者を派遣職員候補者名簿に登録するものとする。

(派遣の依頼)

- 第4条** 登録施設である高齢者施設等で感染症の患者が発生した場合等において、介護を行う職員が不足すると見込まれるときは、当該施設（以下「感染症発生施設」という。）の開設者は、自らが開設する他の施設の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。
- 2 感染症発生施設の開設者は、前項に規定する措置を講じて、なお職員が不足すると認めるときは、職員派遣依頼書（様式3）に必要書類を添えて、県に職員の派遣を依頼することができる。

(協議の依頼等)

第5条 県は、前条第2項の規定による派遣の依頼を受けたときは職員派遣協議依頼書(様式4)により協力団体に当該施設への職員の派遣について登録施設の開設者との協議を依頼するものとする。

(候補者の選定)

第6条 協力団体は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設が開設された地域等を考慮し、協力団体が作成した派遣職員候補者名簿に登録された者の中から、当該施設に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

2 県は、感染症発生施設が開設された地域等を考慮し、県が作成した派遣職員候補者名簿に登録された者の中から、当該施設に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

(派遣の協議)

第7条 県及び協力団体は、前2条の規定により選定した候補者が勤務する登録施設の開設者と、当該候補者の派遣について職員派遣協議書(様式5)により協議するものとする。

(協議成立の通知)

第8条 協力団体は、前条の規定により協議した登録施設の開設者が派遣を承諾したときは、職員派遣協議成立通知書(様式6)により県に通知するものとする。

(派遣の決定)

第9条 県は、前条の規定による通知を受けたとき又は第7条の規定により県が協議した登録施設の開設者が派遣を承諾したときは、派遣を承諾した開設者(以下「派遣施設」という。)及び感染症発生施設の開設者(以下「受入施設」という。)に対し、職員派遣決定通知書(様式7)により通知するものとする。

2 前項の場合において、当該受入施設が、中核市又は市町村が指定する高齢者施設等であるときは、当該中核市又は市町村に対し、併せて通知するものとする。

(派遣協定の締結)

第10条 派遣施設と受入施設は、派遣協定書(様式8)の例により派遣協定を締結するものとする。

(派遣職員に係る費用)

第11条 前条に規定する派遣協定に従い派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が受入施設で業務に従事するに当たり、その住居から当該業務に従事する施設への移動に要する交通費及び宿泊を要する場合の宿泊費は、受入施設が負担するものとする。

2 派遣期間における派遣職員の給料、手当(休日若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に派遣業務に従事した場合の手当を含む。)、社会保険料及び損害賠償保険の加入費は、派遣施設が負担する。

3 前2項の費用は、県が定める予算の範囲内で補助するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、高齢対策課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年9月24日から施行する。